

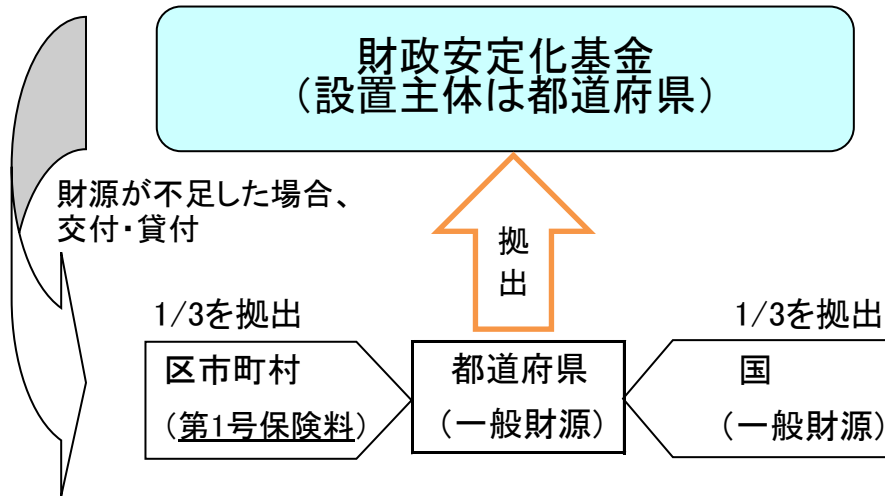
介護保険財政安定化基金の目的・しくみ

○ 財政安定化基金の目的（介護保険法第147条）

区市町村が通常の実力を行ってもなお生じる ①保険料収納率等の悪化、②給付費の見込みを上回る増大等により介護保険財政の赤字が生じる場合に、交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化を図ることを目的として、都道府県に介護保険財政安定化基金を設置

※ 保険料の収納不足による財源不足については交付事業（交付率1/2）、それ以外の財源不足は貸付事業で対応

○ 財政安定化基金のしくみ



※ 借入金の償還は次期計画期間において行う（償還財源は第1号保険料）。

○ 基金拠出率の考え方（政令）

・都道府県が保険者に拠出を求める率

⇒ 財政安定化基金拠出率を標準として、都道府県が条例で定める。

財政安定化基金拠出率

・厚生労働大臣が3年ごとに次期計画期間における以下の額を勘案して定める。

- ※ 基金からの交付金・貸付金の見込額
- ※ 基金借入金の償還見込額
- ※ 給付費の見込み額